

# ○石川県警察車両等管理運用に関する訓令

〔昭和47年6月1日〕  
石川県警察本部訓令第30号

最終改正 令和4年3月10日警察本部訓令第3号

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 車両管理
  - 第1節 車両管理（第9条－第10条）
  - 第2節 点検整備（第11条－第19条）
  - 第3節 保全（第20条－第23条）
  - 第4節 燃料管理（第25条）
- 第3章 運行管理
  - 第1節 使用（第27条－第31条）
  - 第2節 安全運転管理（第33条－第38条）
  - 第3節 緊急自動車等（第39条－第41条）
- 第4章 運転者管理
  - 第1節 運転要員等の養成（第44条）
  - 第2節 運転技能検定（第47条－第55条）
- 第5章 交通事故の措置（第56条－第59条）
- 附則

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、石川県警察に所属する車両及び運転者の管理運用を適正にし、機動力による警察力を確保するとともに、職員による交通事故を未然に防止するため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令に定める用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「車両」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第2条（定義）に規定する自動車及び原動機付自転車であって、石川県警察が管理するものをいう。
- (2) 「車両等」とは、車両、車両の付属品、工具その他車両に関係のある物品及び施設をいう。
- (3) 「管理運用」とは、車両等の点検、整備、保全、燃料の管理並びに使用管理、安全運転管理及び自動車運転技能検定等に関することをいう。

（総括管理責任者）

第3条 総括管理責任者は、警務部長とする。

- 2 総括管理責任者は、車両等の管理運用及び事故防止について、総合的な企画及び統制を行うものとする。

(管理責任者)

第4条 車両等の管理責任者は、所属長とする。

- 2 管理責任者は、配置された車両等（借上げ使用中の車両を含む。以下同じ。）の管理を適正に行うとともに、効率的に運行されるように努めなければならない。
- 3 管理責任者は、車両等の管理について責任を負うものとする。

(安全運転管理者、副安全運転管理者及び安全運転管理者の業務を補助する者)

第5条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第74条の3第1項に該当する所属の安全運転管理者は、警察本部（以下「本部」という。）にあっては、次席（副隊長及び副校長を含む。以下同じ。）、警察署にあっては、警務課長を選任するものとし、その他の所属にあっては、次席を安全運転管理者とみなし、この訓令に定める業務を行うものとする。

- 2 道交法第74条の3第4項に該当する所属の副安全運転管理者は、警部補以上の者（これに相当するその他の職員を含む。以下同じ。）の中から管理責任者が指定するものとする。
- 3 副安全運転管理者を指定したときは副安全運転管理者指定報告書（別記様式第1号）により総括管理責任者に報告しなければならない。
- 4 安全運転管理者及び副安全運転管理者以外の警部補以上の者及び当直勤務員（休日及び勤務時間外に限る。）を安全運転管理者の業務を補助する者に指定する。
- 5 安全運転管理者、副安全運転管理者及び安全運転管理者の業務を補助する者は道交法その他関係法令及びこの訓令の定めるところにより、車両の安全運転と事故防止について必要な業務を行うものとする。

(安全運転指導員)

第5条の2 管理責任者は、安全運転管理者の業務を管理し、運転者に対する指導を行う者（以下「安全運転指導員」という。）を指定しなければならない。

- 2 安全運転指導員は、所属の職員のうち安全運転を確保するために必要な知識及び技能を有する者の中から指定するものとする。
- 3 安全運転指導員は、安全運転管理者の命を受け、所属の職員に対し、車両の安全運転に関する知識及び技能の向上について指導を行い、その結果を安全運転管理者に報告しなければならない。

(整備管理者)

第6条 車両法第50条（整備管理者）に規定する自動車及び自動車台数を置く所属に整備管理者を置く。

- 2 前項の整備管理者は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「車両法施行規則」という。）第31条の4（整備管理者の資格）に定める資格を有する職員若しくはこれに準ずる者の中から管理責任者が指定するものとする。
- 3 整備管理者を指定したときは、整備管理者指定報告書（別記様式1号の2）により総括管理責任者に報告しなければならない。
- 4 整備管理者は、管理責任者の命を受けて車両法施行規則第32条各号に掲げる業務及びこの訓令に定める業務を処理するものとする。

(運転責任者)

第7条 管理責任者は、所属に配置された車両（以下「所属車両」という。）ごとに第47条に規定する運転技能検定に合格した職員の中から運転責任者を指名しなければならない。

2 乗務員が交替制によって常時運行する車両については、運転責任者を複数指名するものとする。

## 第2章 車両管理

### 第1節 車両管理

第8条 削除

(車歴簿)

第9条 総括管理責任者は、車両ごとに車歴簿（別記様式第1号の3及び自動車検査証の写し）2部を作成し、正本を管理責任者に送付し保管させるものとする。

2 管理責任者は、車歴簿の記載事項に変動があった場合及び整備状況その他必要な事項を記録整理しなければならない。

3 管理責任者は、車両の配置替があったときは、当該車両の車歴簿を総括管理責任者に送付しなければならない。

(監査)

第10条 総括管理責任者は、年1回以上次の事項について監査を行うものとする。

- (1) 車両等の点検整備の状況
- (2) 車両の管理運用状況
- (3) その他特に必要と認める事項

### 第2節 点検整備

(車両点検)

第11条 車両の点検は、日常点検、随時点検及び定期点検とする。

2 日常点検は、車両法第47条の2の規定に基づき、運転責任者又は当該車両の運転者が日常点検要領（別表第2の2）により確実に実施するものとする。

3 随時点検は、整備管理者が所属車両について、前項に準じて随時行うものとする。

4 定期点検は、車両法第48条の規定に基づき、整備管理者が点検整備記録簿（別記様式第3号）により行うほか、自動車整備事業者等に委託して行うものとする。

(車両の整備区分)

第12条 車両の整備区分は、定期整備、車検整備、臨時整備及び通常整備とする。

2 定期整備は、定期点検の結果発見された故障又は不良部位等の補修、調整を行う整備とする。

3 車検整備は、車両法第59条（新規検査）及び第62条（継続検査）に基づく車両検査を受けるために行う制動、操行装置の整備等一切の整備とする。

4 臨時整備は、日常点検の結果、又は臨時の故障等により運転責任者が自ら応急修理ができない場合に臨時に行う整備とする。

5 通常整備は、車両の洗浄、清掃及び給油脂等日常行う軽易な整備とする。

第13条 削除

(整備計画)

第14条 総括管理責任者及び管理責任者は、計画的に車両の整備を行うものとする。

(整備の実施)

第15条 車両の整備は、整備管理者、運転責任者等により行うほか、自動車整備事業者等に委託して行うことができる。

(委託整備車両の監督)

第16条 整備管理者は、車両の整備を委託して行うときは、努めて現場に立会いし、監督を行うものとする。

(整備等の申請)

第17条 警察本部内所属の管理責任者は、定期整備、車検整備及び臨時整備を実施する場合、警察車両整備申請書(別記様式第5号)により、総括管理責任者に申請するものとする。

(整備状況報告)

第18条 管理責任者は、その月実施した整備状況を取りまとめて、翌月上旬に車両整備月報(別記様式第6号)により総括管理責任者に報告しなければならない。

(付属用具等の整備)

第19条 警察本部内所属の管理責任者は、付属用具の交付又は修理を必要とする場合、車両付属用具交付(修理)申請書(別記様式第7号)により、総括管理責任者に申請するものとする。

### 第3節 保全

(火災、盗難の予防)

第20条 管理責任者は、車両等の火災、盗難予防のため、所属の職員(以下「所属職員」という。)をして随時巡回させるなど必要な措置を講じなければならない。

(かぎの保管)

第21条 車両のかぎは、常用と予備とし、常用のかぎは管理責任者が指定する方法で保管し、予備かぎは安全運転管理者が一括保管するものとする。

(整備管理者の任務)

第22条 整備管理者は、次の各号に掲げる事項を行い、所属車両等を常に道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)の規定等に適合させ、警察活動に支障のないようにしなければならない。

- (1) 車両等の整備管理を行うとともに、日常点検に立会いして点検要領を指導すること。
- (2) 定期点検及び随時点検は、運転業務に支障のないように配慮して計画的に実施すること。
- (3) 日常点検及び随時点検の結果に基づき、運行の可否を判断し、運行を中止すべきときは、順を経て管理責任者に報告するとともに運転責任者に連絡すること。
- (4) 点検整備記録簿に所要事項を記入しこれを当該車両に備え付けること。
- (5) 四半期ごとに所属車両の整備計画をたて管理責任者に報告すること。

(運転者の保全上の遵守事項)

第23条 車両を運転する者（以下「運転者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守し、車両の保全に努めなければならない。

- (1) 車両点検及び通常整備を励行するとともに、構造、性能、車癖等の熟知に努めること。
- (2) 運行上支障を認めたときは整備管理者又は運転責任者に連絡し早期に整備を受けること。
- (3) 車両の状態その他運行上必要な事項について運転者相互間の引継ぎを確実にすること。
- (4) 車庫内の清潔整とんに努め、有事に即応できるよう所定の位置に車両を整理しておくこと。
- (5) 車両等の火災及び盗難予防に努めるとともに、異常を認めたときは、応急の処置をとり、速やかに管理責任者に報告すること。

#### 第4節 燃料管理

第24条 削除

（燃料の補給、節約）

第25条 管理責任者は、常に燃料の節約を図るとともに、計画的、効果的な消費に努め、その受払い状況を明らかにしておかなければならない。

2 運転者は、常に燃料の効率的な使用に留意し、節約に努めなければならない。

3 管理責任者は、毎月末現在における車両燃料消費及び走行状況を翌月上旬に車両燃料消費実績並びに走行実績集計報告書（別記様式第8号）により総括管理責任者に報告しなければならない。

第26条 削除

### 第3章 運行管理

#### 第1節 使用

（使用の適正）

第27条 車両の使用は、所属の総合運用とし、乱用をさげ、警察機動力の確保と運行の安全を図り、有事の際に支障のないよう常に適正な運用に努めなければならない。

（使用の承認）

第28条 車両を使用するときは、管理責任者の承認を受けなければならない。

2 管理責任者は、安全運転管理者（休日及び勤務時間外においては当直責任者）に車両使用に関する取扱いを委任することができる。

（運転記録）

第29条 運転者は、車両運転の都度、走行距離、燃料補給量等について、その状況を運転記録票（別記様式第10号）に記録しなければならない。

2 運転責任者は、前項の運転記録票1月分を取りまとめ、安全運転管理者に報告しなければならない。

（車両等の支援）

第30条 管理責任者は、他の所属車両の支援を必要とする場合は、車両支援要請書（別記様式第11号）により当該車両の管理責任者に支援を要請することができる。

2 前項の要請を受けた管理責任者は、業務に支障のない限り所属車両を支援しなければならない。

(緊急事態等の場合の統制)

第31条 総括管理責任者は、緊急事態、警備実施、訓練等同時に多数の車両の使用を必要とする場合は、第27条及び前条の規定にかかわらず、車両使用の統制を行うことができる。

第32条 削除

第2節 安全運転管理

(管理責任者の任務)

第33条 管理責任者は、道交法第74条から第75条の2の2に定める使用者の義務を遵守するとともに、所属職員に対し、安全運転に必要な知識、技能、その他この訓令に定める遵守事項について、常に指導教養を行わなければならない。

(安全運転管理者の任務)

第34条 安全運転管理者は、前条に規定する管理責任者の任務を補佐するとともに、安全運転管理者の任務(別表第3)を遂行し事故防止の徹底を期さねばならない。

2 安全運転管理者は、副安全運転管理者及び安全運転管理者の業務を補助する者に運転者の酒気帯び確認に係る任務を補佐させることができる。

(運転者の遵守事項)

第35条 運転者は、常に交通関係法令及び上司の指示並びに運転者の遵守事項(別表第4)を守り、安全運転に努めなければならない。

(同乗者の留意事項)

第36条 同乗者は、同乗者の留意事項(別表第5)に配慮し、安全運転に協力するとともに、運転者に対して安全運転に必要な助言、注意をしなければならない。

(車両の運転)

第37条 職員は、第47条の規定による自動車運転技能検定に合格しなければ、車両(原付車を除く)を運転し又はさせてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理責任者の命により運転技能の指導訓練を受けるとき。
- (2) 非常災害、急訴、人命救助その他緊急を要する事態に処するため、安全運転管理者において他に手段がないと認めるとき。
- (3) 管理責任者が職務執行上特に必要と認めたとき。

(安全運転指導員及び運転責任者の報告)

第38条 管理責任者は、第5条の2に定める安全運転指導員を指定したときは、安全運転指導員名簿(別記様式第11号の2)に記載するとともに、総括管理責任者に報告しなければならない。

2 管理責任者は、第7条に定める運転責任者を指名したときは、運転責任者名簿(別記様式第13号)に記載するとともに、総括管理責任者に報告しなければならない。

3 第1項の安全運転指導員又は第2項の運転責任者に異動があったときは、速やかに総括管理責任者に報告しなければならない。

### 第3節 緊急自動車等

(緊急自動車の使用基準)

第39条 緊急自動車の指定を受けた車両（以下「指定自動車」という。）は、緊急自動車使用基準（以下「使用基準」という。別表第6）に該当する場合に限り、これを緊急自動車として使用することができる。

(警光灯の使用基準)

第39条の2 指定自動車が、緊急自動車として緊急走行（以下「緊急走行」という。）する場合のほか、警光灯点灯基準（別表第6の2）に該当するときは、警光灯を点灯することができる。

(使用の判断、指示及び報告)

第40条 緊急走行する場合の判断は、原則として、当該自動車に乗務する先任者が、使用基準に基づき行うものとする。この場合、その旨を警察本部通信指令課又は警察署（以下「通信指令課等」という。）へ報告するものとする。緊急走行を終了又は中断した場合の報告も同様とする。

2 無線自動車動態表示システム（カー・ロケーター）の車載端末を登載する車両が前項の報告を行う場合は、動態表示ボタンを押すことにより、警察本部通信指令課への報告に代えるものとする。

3 通信指令課等は、110番通報等に基づき指定自動車に現場臨場等を指令する場合、緊急走行を指示することができる。

(緊急自動車運転上の遵守事項)

第41条 緊急自動車の運転に当たっては、第35条の規定によるほか、緊急自動車運転上の遵守事項（別表第7）及び緊急自動車の緊急走行時の基準速度（別表7の2）を守らなければならない。

第42条 削除

## 第4章 運転者管理

### 第1節 運転要員等の養成

第43条 削除

(運転要員等の養成)

第44条 総括管理責任者は、車両の運転要員及び整備要員（以下「運転要員等」という。）の確保及び技能の向上を図るため、総合的な教養計画をたて、運転要員等を養成するものとする。

第45条及び第46条 削除

### 第2節 運転技能検定

(技能検定)

第47条 運転技能の向上と交通事故防止を図るため、職員（警部及び同相当職以上の職員を除く。）に対し自動車運転技能検定（以下「技能検定」という。）を行うものとする。

(技能検定委員会)

第48条 技能検定を行うため、本部に自動車運転技能検定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 3 委員長には、警務部長、委員には、人材育成課長、監察課長、運転免許課長及び委員長の指名する者をもってあてる。
- 4 委員会に技能検定事務を補助させるため、委員長の指名する運転技能検定員若干名を置く。
- 5 委員会は、技能検定に関する業務を処理するものとし、その庶務は、警務部人材育成課において行う。

(技能検定の種別)

第49条 技能検定の種別は、大型技能検定、中型技能検定、普通技能検定及び白バイ技能検定とし、級位は、それぞれ1級、2級及び3級とする。

(合格基準及び運転の条件)

第50条 技能検定の合格基準及び運転の条件は、運転技能検定合格基準及び運転の条件(別表第10)によるものとする。

- 2 警部及び同相当職以上の職員については、前項の規定を適用しない。

(技能検定の方法)

第51条 技能検定は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 学科試験

交通法令、安全運転の知識及び自動車の構造取扱い知識について、択一式による筆記試験を行う。

- (2) 技能審査

委員会の指定する場所において、運転操法、法規履行能力、知覚及び判断力について、応用走行により行う。

- (3) 適性検査

性格、動作等の運転適性について行う。

- 2 委員会は、技能検定を受けようとする者について必要がないと認める場合は、前項の規定にかかわらず、その一部を免除することができる。

(技能検定の申請)

第52条 所属長は、次の各号のいずれかに該当する職員がある場合は、委員会に自動車運転技能検定申請書(別記様式第18号)により申請するものとする。

- (1) 新たに検定を受けさせる必要がある者

- (2) 現に受けている種別又は級位と異なる検定を受けさせる必要がある者

(合格証書の交付)

第53条 委員会は、技能検定に合格した者に対し、自動車運転技能検定合格証書(別記様式第19号)を交付するものとする。

(合格級位の取消し等)

第54条 委員長は、技能検定の級位を受けた者が、次の各号に該当するに至ったときは、その合格級位を取消し、若しくは格下げし、又は6月を超えない範囲内で期間を定めてその効力を停止することができる。

- (1) 不注意により、交通事故を起こしたとき。

- (2) 道路交通関係法令に違反したとき。

(3) その者が現に受けている級位を保持することが適当でないとき。

2 前項の取消し等が決定したときは、自動車運転技能検定取消等通知書（別記様式第20号）により、所属長を通じ本人に通知するものとする。

3 第1項の取消しを受けた者は、当該合格証書を委員会に返納しなければならない。

4 第1項の取消しを受けた者は、取消された日から1年を経過しなければ、技能検定を受けることができない。

5 第1項の取消し等を受けた者が、不服のあるときは、委員会に申し立てをすることができる。

（他の都道府県警察の技能検定の取扱い）

第55条 他の都道府県警察の技能検定に合格している者は、石川県警察の技能検定に合格しているものとみなす。

#### 第5章 交通事故の措置

（現場措置）

第56条 職員が、交通事故の当事者となったときは、運転者又は同乗者は速やかに交通事故現場措置要領（別表第11）により措置すること。

（幹部の措置）

第57条 所轄警察署長は、職員の交通事故発生を知ったときは、速やかに幹部を現場へ派遣し、必要な措置をとらせるとともに、職員の所属長に連絡すること。

2 所属長は、前条別表に掲げる報告又は所轄警察署長から連絡を受けたときは、必要により所属の幹部を現場へ派遣すること。

3 所属長又は所轄所属長は、事故の状況を平成17年2月26日付け、監甲達第5号「事案・事故報告要領の制定について（通達）」により、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

（損害賠償等の措置）

第58条 所属長は、損害賠償の必要がある事故については、適正な損害賠償と円満な示談解決に努めるとともに、その状況を本部長に報告しなければならない。

（車両破損報告）

第59条 所属長は、交通事故その他の理由により所属車両が破損した場合は、車両破損報告書（別記様式第22号）により、速やかに総括管理責任者に報告しなければならない。ただし、第57条第3項による報告をしたときは、この報告書の写しをもって車両破損報告書に代えることができるものとする。

附 則

1 この訓令は、昭和47年6月1日から施行する。

2 石川県警察車両等管理規程（昭和30年石川県警察本部訓令第13号）は、廃止する。

附 則（昭和51年8月1日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和51年8月1日から施行する。

附 則（昭和54年1月25日警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年9月1日警察本部訓令第10号）

この訓令は、昭和58年9月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月25日警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月18日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月22日警察本部訓令第13号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、現に改正前の石川県警察車両等管理運用に関する訓令の規定により交付された自動車運転技能検定合格証書は、この訓令により交付された自動車運転技能検定合格証書とみなす。

附 則（平成22年4月28日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成22年4月28日から施行する。

附 則（平成23年7月12日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成23年7月12日から施行する。

附 則（平成26年3月17日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成26年3月31日から施行する。

附 則（平成27年11月16日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成27年11月16日から施行する。

附 則（平成30年3月23日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成30年3月30日から施行する。

附 則（平成31年2月4日警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（令和4年3月10日警察本部訓令第3号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（別表・別記様式 略）